

光市告示第203号

光市物品調達等の競争入札参加者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、光市が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、売払い及び業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。以下「物品の調達等」という。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので、政令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する第167条の5第2項の規定により公示し、令和3年光市告示第67号は廃止する。

令和3年11月25日

光市長 市川 熙

1 物品の調達等の種類

別表に掲げるもの

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

(2) 営業又は業務に関して許可、認可等が必要とされる場合において、これらを得ていること。

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の納付すべき税額に未納がないこと。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

3 申請書類等

資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査

申請書及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

4 資格審査の受付期間

資格審査の受付期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期の受付は、令和2年2月1日から同月末日までを初回とし、以降隔年の2月1日から同月末日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）の期間とする。

(2) 隨時の受付は、次に掲げる期間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。

ア 定期の資格審査を行った年の6月1日から同月10日まで

イ 定期の資格審査を行った年の9月1日から同月10日まで

ウ 定期の資格審査を行った年の12月1日から同月10日まで

エ 定期の資格審査を行った年の翌年の3月1日から同月10日まで

オ 定期の資格審査を行った年の翌年の6月1日から同月10日まで

カ 定期の資格審査を行った年の翌年の9月1日から同月10日まで

キ 定期の資格審査を行った年の翌年の12月1日から同月10日まで

5 資格者名簿の登録

(1) 市長は、4の(1)の期間内に提出された申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、当該期間が属する年度の翌年度において、競争入札参加資格者（以下「資格者」という。）として、光市物品調達等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

(2) 市長は、4の(2)の期間内に提出された申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、当該期間の翌月から、資格者として名簿に登録するものとする。

6 有効期間

(1) 定期の申請による有効期間は、名簿に登録された年度の初日から2年

とする。

(2) 隨時の申請による有効期間は、定期の申請による有効期間の範囲内とする。

(3) 7に規定する書面の提出が行われないときは、(1)及び(2)の規定の限りでない。

7 納付すべき税額に未納がないことの確認

納付すべき税額に未納がないことを証する書面の提出期間、対象となる資格者その他事務手続については、別に定める。

8 物品の調達等の種類が別表に掲げるものに該当しない場合又は臨時に資格審査を行う必要が生じた場合の措置

物品の調達等の種類が別表に掲げるものに該当しない場合又は臨時に資格審査を行う必要が生じた場合は、臨時に資格審査を行うことができる。

(1) 臨時に行う申請書等の受付期間は、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除き、適切に定めるものとする。

(2) 市長は、申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、資格者として名簿に登録するものとする。

(3) 臨時の申請による有効期間は、名簿に登録された日から当該年度の末日までとする。

9 資格の取消し

市長は、資格者が名簿に登録された後において、申請書等に虚偽の記載があると認めるときは、その資格を取り消すものとする。

10 申請書等の変更の届出

資格者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、別に定める変更届に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の氏名

- (4) 光市との取引を担当する営業所等の名称若しくは所在地又は代理人の氏名若しくは住所
- (5) 組織変更したとき（個人営業を法人営業に切り替える場合を含む。）。
- (6) 申請者が死亡したとき。
- (7) 合併、分割、解散、営業譲渡又は廃業したとき。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

1 1 資格者の再審査

資格者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日以後を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けた者は、別に定める物品等競争入札参加再資格申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を市長に提出しなければならない。

1 2 経過措置

この告示の前日において、この告示による廃止前の光市物品調達等の競争入札参加者の資格の規定に基づき競争入札参加資格を有していた者は、この告示の規定に基づく当該資格を有していたものとみなす。